



都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長

個人情報の保護に関する法律の全面施行に伴う労働保険事務組合への指導等について

個人情報の保護に関する施策の推進については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）が本年 4 月 1 日より全面施行されているところ、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）において取り扱われる個人情報について、同法の趣旨を踏まえ、その適正な取扱いが図られなければならない。

このため、下記に御留意の上、各事務組合に対し十分な周知を図るとともに、適切な取扱いが行われるよう御配意願いたい。

記

1 個人情報取扱事業者について

- (1) 事務組合のうち、個人情報保護法第 2 条第 3 項に規定する個人情報取扱事業者に該当するものについては、個人情報保護法第 15 条から 31 条に規定する義務が課されるとともに、第 32 条から第 36 条及び第 56 条から第 58 条までに規定する指導・監督の対象となることとされているものであること。
- (2) このほか、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）6（1）及び 7（1）において、個人情報取扱事業者には、事業者が行う措置の対外明確化、責任体制の確保及び従業員の啓発並びに苦情処理のための体制整備が求められているものであること。
- (3) 個人情報取扱事業者に該当しない事務組合であっても、個人情報保護法第 3 条に掲げる基本理念を踏まえ、個人情報の適正な取扱いが求められるものであること。

2 事務組合が取り扱う個人情報について

- (1) 事務組合においては、その業務の遂行において、雇用保険被保険者資格の得喪に係るもの、労働者災害補償保険の特別加入に係るもの、委託事業主の情報に係るもの等の個人情報を取り扱うことが考えられるため、事務組合の指導に当たっては、法の趣旨に則り、このような個人情報について、適正な取扱いが行われるように留意すること。
- (2) 平成 17 年度からの労働保険適用促進委託業務において、社団法人全国労働保険事務組合連合会都道府県支部が未手続事業名簿を作成するに当たって、事務組合から情報の提供を受ける場合、当該情報が個人情報保護法第 2 条の個人情報に該当し、かつ、当該事務組合が個人情報取扱事業者である事務組合に該当する場合であっても、個人情報保護法第 23 条第 4 号により、第三者提供の制限を受けないこと。

※ なお、上記に関する条文等は以下の内閣府国民生活局ホームページを参照されたい。

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/>